

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県税条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第23号）

- 1 県の施策の推進に要する財源の一部とするため、法人県民税の法人税割について、一定基準以上の法人に対して超過課税を行っているところであるが、引き続き施策の推進を図る必要があることから、その適用期間を5年間延長するとともに、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、法人県民税及び法人事業税の清算所得が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成22年10月1日から施行することとした。

◇香川県中心市街地における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第24号）

- 1 中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第9号）並びに過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）の一部改正に伴い、県税の特別措置条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第25号）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第26号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項ただし書の規定により定める育児休業をすることができる特別の事情等について、国家公務員との均衡等を考慮し、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第27号）

- 1 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成22年8月10日から施行することとした。ただし、一部の規定は公布の日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第28号）

- 1 香川県産業技術センターに導入した機器の使用料の額を設定するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第29号）

- 1 香川県サンポート高松交流拠点施設のうち、指定管理者が管理する国際会議場及び展示場において、利用料金制度を導入するため、所要の改正を行うこと

とした。

2 平成23年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第30号）

1 農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）が一部改正され、農業改良資金の貸付主体が都道府県から株式会社日本政策金融公庫に変更されることに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成22年10月1日から施行することとした。